

株 主 各 位

福岡県福岡市中央区大名二丁目8番1号  
メディア総研株式会社  
代表取締役社長 田 中 浩 二

### 第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年は可能な限りご出席を見合わせていただき、郵送（書面）にて議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年10月21日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年10月22日（金曜日）午後2時
2. 場 所 福岡県福岡市中央区大名二丁目8番1号 肥後天神宝ビル6階 本店会議室
3. 会議の目的事項
  - 【報告事項】 第30期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
  - 【決議事項】  
議 案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定及び取締役の報酬額改定の件

以 上

---

（注）1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

2. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<https://mediasouken.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2020年8月1日から  
2021年7月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、2020年1月より世界に広がった新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、依然として厳しい状況の中、各種政策の効果や海外経済の改善による持ち直しの動きが見られた一方で、感染拡大地域を対象とした緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が度々発令されるなどマイナス要因もあり、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社の事業領域である人材・就職支援業界においては、新型コロナウイルス感染症の拡大以前は、求人企業の採用意欲は旺盛であり、就職活動イベント等が各地で開催されておりましたが、2020年2月の後半からイベント等の自粛に伴う中止・延期等が頻発いたしました。また、2021年7月の有効求人倍率が1.15倍（前年同月は1.08倍。厚生労働省調査）、完全失業率が2.8%（前年同月は2.9%。総務省統計局調査）を記録するなど、幾分持ち直しつつあるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大前の数値には戻っておりません。

このような環境の中、当社は、事業の柱である「高専生のための合同会社説明会」、「理工系業界研究セミナー」等の就職活動イベントの企画・運営・実施に取り組みました。また、新たな取組みとして、本格的な就職活動が始まる前に業界研究・企業理解を行う場としてオンライン形式で「KOSEN meetup company」をスタートし、また、高等専門学校の特徴、教職員の専門教科、高専生の研究結果の発表、高専生の就職先企業での活躍などの情報発信を目的としたWEBマガジン「月刊高専」の充実を図りました。

また、新型コロナウイルス感染症による感染拡大の影響を受け、大部分の就職活動イベントを、イベント会場に企業ブースを設置して学生が会場に足を運んでもらう「対面形式」のイベント開催から、当社が開催する就職活動イベントをWEBで実現した「WEB合説サイト」で学生と企業がオンラインでコンタクトする「オンライン形式」のイベント開催へ変更することとなりました。それに伴い、一部イベントの開催中止や、出展企業数の減少等により売上高が減少した一方で、会場費、設営費、旅費交通費等の売上原価が大幅に削減されたため、各段階損益は前期に対して増益となりました。

この結果、当事業年度の売上高は671,338千円（前期比4.5%減）、営業利益は178,355千円（前期比41.2%増）、経常利益は187,043千円（前期比46.4%増）、当期純利益は137,182千円（前期比38.6%増）となっております。

② 設備投資の状況

当事業年度における当社の設備投資は10,992千円であり、その内訳は、ソフトウェア10,285千円、工具、器具及び備品707千円であります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第27期 (2018年度)	第28期 (2019年度)	第29期 (2020年度)	第30期 (2021年度) (当事業年度)
売 上 高 (千円)	501,132	640,216	702,709	671,338
経 常 利 益 (千円)	86,312	141,204	127,750	187,043
当 期 純 利 益 (千円)	60,350	123,485	99,010	137,182
1株当たり当期純利益 (円)	60.35	122.96	93.94	130.15
総 資 産 (千円)	415,816	458,332	515,720	713,210
純 資 産 (千円)	189,149	341,242	440,252	577,435
1株当たり純資産 (円)	189.15	323.76	417.69	547.85

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2021年3月20日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第27期（2018年度）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 就職活動イベントにおける品質担保

当社は、学生イベント事業において、高専生向け就職活動イベント、大学生向け就職活動イベントの開催など、毎年、一定数の就職活動イベントを開催しております。

これら就職活動イベントは、参加する学生の確保及び企業の出展社数により収益が左右されますが、足元の景気動向や企業の採用環境の変化により、十分満足する学生数の確保及び出展社数の確保が実現できないことも想定されます。

この課題に対処するために、高専生向け就職活動イベントでは、高等専門学校の教員と連携し、学校行事や授業の一環として実施することを推進し、より多くの高専生にコンタクトできる仕組みを構築してまいります。

また、大学生向け就職活動イベントは、地方の大学生が首都圏等で効率的に就職活動ができる仕組みを構築するなど、イベント運営に関する改良・改善を継続的に行っております。企業に対しても優秀な学生の参加率が高く、的確に学生情報が収集できるイベントとしての認知度を高めることで、上場企業・大手企業をはじめとする優良企業の囲い込みを図ってまいります。

##### ② 既存事業の収益機会の創出及び拡大

新型コロナウイルス感染症の影響から、「WEB合説サイト」を活用した、オンライン形式のイベントが増加しておりますが、今後の経済環境の変化等により、就職活動イベントの重要性が低下することや、競合企業による新たな就職活動ツールの開発など、十分な就職活動イベントの開催ができないことも予想されます。

当社は、優秀な高専生や大学生を囲い込むことができれば、対面形式、オンライン形式といったイベントの形式を問わず、企業のニーズに応えることができると考えておりますので、WEBマガジン「月刊高専」を軸に、高等専門学校の教員等との連携や協力体制を強め、新たな就職活動イベント企画の開発に注力してまいります。

また、高等専門学校は、5年制の教育機関である本科を卒業すると、さらに高度な専門的知識・技術を高める2年制の専攻科へ進学する場合や大学3年へ編入学する場合など、多様なキャリアパスが用意されております。

現在、国立大学及びその大学院の理工系学部は、高専生の編入学に対するニーズが強く、各研究室が高専生へ入学希望者を募集するなど、高等専門学校と理工系の学部・研究室とのつながりは、強くなる傾向にあると考えております。

当社は、高等専門学校の教員との連携を活かし、理工系学部や研究室への編入学支援を行うことで、国立大学及びその大学院の理工系学部との連携強化を進めてまいります。当社と高等専門学校の教員との関係と同様に、各研究室の教授・教員との連携を強め、新たな大学生向け就職活動イベントの開催等を企画するとともに、「WEB合説サイト」をはじめとするシステム

の充実などにより、収益機会の創出及び拡大を図ってまいります。

③ システム安定性の確保

当社は、「WEB合説サイト」をはじめとするインターネット上で各種サービスの提供を行っている関係上、様々な要因で発生するシステム障害により、学生や企業に対して満足な就職活動イベントが提供できない可能性があります。この課題に対処するために、サーバーの増強、安定した通信回線の確保、負荷分散システムの導入といったハード面はもとより、システム監視・管理体制の充実等ソフト面が重要となると考え、2021年7月期より、組織的な監視・管理体制の整備を目的にシステム部を設置し、IT人材の採用・拡充を行っております。今後も継続的にシステム投資やIT人材の採用等を行い、システムの安定性確保に取り組んでまいります。

④ 経営管理体制の強化

当社が今後も事業の継続や拡大を進めるためには、事業や組織運営上の問題点の把握・集約・改善が必要であり、そのためにもコンプライアンスの遵守や経営管理体制の構築はもとより、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識しております。

この課題に対処するために、全役員・従業員向けに定期的な教育を行い、コンプライアンスの遵守及び経営管理体制の重要性について周知を図っております。

⑤ 優秀な人材の確保と労働生産性の向上

当社は、持続的な企業成長を実現するためには、就職活動イベント企画、WEBサイト構築、システム開発など高付加価値サービスを提供できる人材をより多く確保するとともに、生産性を継続的に改善していくことが必要であると考えております。そのため当社では、優秀な人材を確保するために継続的な採用活動を行い、従業員への教育・研修体制の充実を図るとともに、各部門の業務効率化・省力化を目的に各種システムの構築及び連携を行うことで、全社的な生産性の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年7月31日現在）

区分		事業内容
学生イベント事業	就職活動イベント	高専生向け就職活動イベントの企画・運営、大学生向け就職活動イベントの企画・運営
	企画制作	WEBマガジン「月刊高専」の運営や大学別就活手帳の企画・制作、WEBサイト制作・保守サポート・動画制作・DTP制作の受託

(6) 主要な営業所 (2021年7月31日現在)

名 称	所 在 地
本 店	福岡県福岡市
東 京 事 業 所	東京都千代田区

(7) 使用人の状況 (2021年7月31日現在)

使用人数 (名)	前事業年度末増減 ( 名 )	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 ( 年 )
31	0	34.9	5.2

(注) 使用人数は就業人員であり、退職者及びパート等の臨時雇用者数は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年7月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

2021年9月2日付で東京証券取引所マザーズ市場及び福岡証券取引所Q-Board市場へ株式上場いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,054,000株
- (3) 株主数 7名
- (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
田中浩二	1,000,000株	94.88%
野本正生	20,000株	1.90%
新潟真也	10,000株	0.95%
吉行亮二	10,000株	0.95%
門司明子	5,000株	0.47%
吉居大希	5,000株	0.47%
谷口陽子	4,000株	0.38%

(注) 1. 自己株式は保有しておりません。

- 2. 2021年9月1日を払込期日とする公募増資により、発行済株式総数は100,000株増加し、総額266,800千円の資金調達を行っております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項（2021年7月31日現在）

当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2019年7月5日	2019年7月5日
新 株 予 約 権 の 数		23,400個	15,900個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注1)		普通株式 46,800株 (新株予約権1個につき2株)	普通株式 31,800株 (新株予約権1個につき2株)
新株予約権の払込金額		無償とする。	無償とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり1,100円 (1株当たり550円)	新株予約権1個当たり1,100円 (1株当たり550円)
権 利 行 使 期 間		2021年7月26日から 2029年7月25日まで	2021年7月26日から 2029年7月25日まで
行 使 の 条 件		(注2)	(注2)
役員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外役員を除く)	新株予約権の数 23,400個 目的となる株式数 46,800株 保有者数 3名	新株予約権の数 2,000個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名 (注3)
	社 外 取 締 役	—	—
	監 査 役	—	—

(注) 1. 当社は、2021年3月20日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当該分割反映後の数を記載しております。

2. 下記①～④のいずれかに該当することとなった場合、新株予約権は行使することができなくなるものとし、この場合、新株予約権者は、当該各時点において未行使の新株予約権全部を放棄したものとみなします。

① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時も、当社取締役又は従業員であることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。

③ 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。

④ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することはできないものとする。

3. 取締役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。



#### 4. 会社役員に関する事項（2021年7月31日現在）

##### 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田中浩二	
取締役副社長	野本正生	システム部担当
取締役	谷口陽子	企画制作部長
取締役	新潟真也	営業部長兼東京事業所担当
取締役	馬木均	管理部長
取締役	吉行亮二	株式会社プリングラック代表取締役 株式会社メディアシステム社外取締役 株式会社アンサーホールディングス社外取締役
常勤監査役	門司明子	門司明子税理士事務所代表
監査役	吉居大希	吉居公認会計士事務所代表 合同会社カズミル代表社員 メディアファイブ株式会社社外取締役 株式会社ecommit取締役
監査役	榎本美穂	新星法律事務所弁護士 メディアファイブ株式会社社外監査役

- (注) 1. 2021年3月19日開催の臨時株主総会で、取締役6名は重任されました。
2. 2021年3月19日開催の臨時株主総会で、監査役3名は重任されました。
3. 取締役吉行亮二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役門司明子氏、吉居大希氏及び榎本美穂氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役門司明子氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に対する相当程度の知識を有しております。
6. 監査役吉居大希氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に対する相当程度の知識を有しております。
7. 監査役榎本美穂氏は弁護士の資格を有しており、法律に対する相当程度の知識を有しております。
8. 当社は取締役吉行亮二氏並びに監査役門司明子氏及び吉居大希氏及び榎本美穂氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款第30条第2項及び第40条第2項の規定に基づき、取締役吉行亮二氏及び監査役門司明子氏、吉居大希氏、榎本美穂氏との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額であります。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年10月6日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬額等の内容に係る決定方針の決議を予定しております。

#### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、役位、職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

#### ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### ハ. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を譲渡制限付株式として、取締役会決議に基づき毎年一定の時期に支給することができる。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

#### ニ. 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬委員会において検討を行う。取締役会は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額の決定については、代表取締役が取締役個人別の基本報酬額及び割当株式数の原案を作成し、取締役会は、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとする。取締役会は、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において取締役個人別の基本報酬額及び割当株式数を決議する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 ( うち 社 外 取 締 役 )	6 名 ( 1 )	81,030千円 (6,000)
監 査 役 ( うち 社 外 監 査 役 )	3 名 ( 3 )	10,800千円 (10,800)
合 計 ( うち 社 外 役 員 )	9 名 ( 4 )	91,830千円 (16,800)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2020年10月23日開催の第29期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分として年額30百万円以内）と承認されております。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年11月22日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と承認されております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- イ. 社外取締役吉行亮二氏は、株式会社ブリングラックの代表取締役、株式会社メディアシステムの社外取締役、株式会社アンサーホールディングスの社外取締役であります。当社と取引が発生している株式会社メディアシステムの社外取締役ではありますが、当社の意思決定に影響を与えるような取引規模ではなく、独立性を有しているものと判断しております。また、当社とその他各兼職先との間には特別な利害関係はありません。
- ロ. 社外監査役の門司明子氏は、門司明子税理士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ハ. 社外監査役吉居大希氏は、吉居公認会計士事務所の代表、合同会社カズミルの代表社員、メディアファイブ株式会社の社外取締役、株式会社ecommitの取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ニ. 社外監査役榎本美穂氏は、新星法律事務所の弁護士、メディアファイブ株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 及 び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し 行 っ た 職 務 の 概 要
社外取締役	吉 行 亮 二	2021年度の取締役会には、18回中18回出席いたしました。 上場企業の役員として長年当該企業の企業価値向上に尽力した経験と企業経営者としての豊富な経験に基づき、取締役会では経営全般の観点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	門 司 明 子	2021年度の取締役会には、18回中18回出席いたしました。 税理士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、税務面での高い知見に基づき、専門的な見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、同年度の監査役会には、14回中14回出席し、監査に関する重要事項の協議を行っております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 及 び 社 外 取 締 役 に 期 待 される 役 割 に 関 し 行 っ た 職 務 の 概 要
社外監査役	吉 居 大 希	<p>2021年度の取締役会には、18回中18回出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、また、他社の企業経営に携わる等幅広い知見に基づき、専門的な見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、同年度の監査役会には、14回中14回出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
社外監査役	榎 本 美 穂	<p>2021年度の取締役会には、18回中18回出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、法務面での高い知見に基づき、専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、同年度の監査役会には、14回中14回出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

如水監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,600千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,600千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、公益財団法人日本監査役協会の「会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権行使に関する監査役の対応指針」並びに「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正性を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、社会規範に則した行動を行うために「倫理・コンプライアンス規程」を定め、法令遵守がすべての企業活動の基本であることを徹底する。
- ② 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- ③ 取締役及び従業員の職務執行の適切性を確保するために、内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査責任者は内部監査室長とし、必要に応じて監査役と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行において、取締役会議事録を始めとした書類と職務執行に係る情報の取扱いは、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「倫理・コンプライアンス規程」に基づき、取締役会が損失に繋がるリスクの管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る事象について取締役会等で適宜議論を行い、リスク管理部門として管理部がリスク管理活動を統括する。
- ② 管理部において、想定される各種リスクに対応し、適切に評価・管理を行う体制を構築する。
- ③ 危機発生時には企業価値の毀損を極小化するため、代表取締役社長及び行動規範管理責任者を中心に、緊急事態対応体制をとるものとする。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を毎月1回定期的に開催するとともに、機動的な意思決定を行うための臨時取締役会を適宜開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- ② 日常の職務執行において、効率的に実施するために、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各職位の責任者が的確に意思決定できるような体制を整備する。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保するようにし、また、当該従業員が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、取締役からの指示・命令は受けないこととする。なお、当該従業員の人事事項（異動、評価及び懲戒等）については、監査役との事前協議を要するものとする。

- (6) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会のほか、必要に応じて「会議規程」に定める会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は従業員にその説明を求めることができる。
- ② 取締役及び従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
- ③ 取締役及び従業員は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ④ 監査役へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を周知徹底する。

- (7) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い、又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。また当社は、監査業務にかかる費用を支弁するため、必要に応じ、一定額の予算を確保するものとする。

- (8) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制とする。



② 監査役は、必要に応じて、代表取締役社長と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性が確保できる体制とする。

**(9) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況**

① 当社は、反社会的勢力との取引・資金提供を一切行わない。なお、当社が期せずして反社会的勢力との取引が判明した場合は、取引の解消に向けた適切な処置を速やかに講じるものとする。

② 当社は、反社会的勢力からの不当要求には一切応じない。反社会的勢力による不当要求が認められた場合には、民事上若しくは刑事上の法的対応を行うものとする。また、反社会的勢力による不当要求に対する従業員の安全を確保する体制を構築する。

③ 当社は、反社会的勢力の排除に関し、日頃より公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター、弁護士等関係外部機関と緊密な連携関係を構築する。

#### (10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制については、管理部が中心となり、より適切な運営に努めております。内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施し、必要に応じて取締役会にその内容を報告しております。なお、不適切な点を発見した場合には、取締役会等で共有を図り、必要に応じて弁護士その他外部専門家の意見を参考にし、内部統制システムの改善に努めております。

#### 7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

#### 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。しかしながら、配当政策につきましては、当社は成長過程であることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保を充実させ、事業拡大、事業効率化のための投資を行い、企業価値向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元に関与していると考えております。

# 貸借対照表

(2021年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>605,328</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>135,775</b>
現金預金	578,809	買掛金	2,316
売掛金	12,615	未払金	36,054
仕掛品	3,032	未払費用	845
貯蔵品	349	未払法人税等	44,716
前渡金	694	未払消費税等	18,060
前払費用	9,119	預り金	5,832
その他	1,040	前受金	22,346
貸倒引当金	△331	賞与引当金	5,602
<b>【固定資産】</b>	<b>107,882</b>	<b>負債の部合計</b>	<b>135,775</b>
<b>【有形固定資産】</b>	<b>29,682</b>	<b>純資産の部</b>	
建築物	13,251	<b>【株主資本】</b>	<b>577,435</b>
構築物	2,705	資本金	64,850
車両運搬具	3,814	資本剰余金	14,850
工具器具備品	4,497	資本準備金	14,850
土地	5,413	利益剰余金	497,735
<b>【無形固定資産】</b>	<b>26,782</b>	その他利益剰余金	497,735
のれん	4,287	繰越利益剰余金	497,735
ソフトウェア	15,600		
その他	6,894		
<b>【投資その他の資産】</b>	<b>51,416</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>577,435</b>
保険積立金	17,302		
敷金	19,762		
その他	14,351		
<b>資産の部合計</b>	<b>713,210</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>713,210</b>

# 損 益 計 算 書

(自 2020年8月1日)  
(至 2021年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
【売上高】	
売上高	671,338
【売上原価】	
売上原価	137,735
売上総利益	533,602
【販売費及び一般管理費】	
販売費及び一般管理費	355,247
営業利益	178,355
【営業外収益】	
受取給付金額	6,537
貸倒引当金戻入額	106
受取手数料	554
その他の	1,490
営業外収益合計	8,688
経常利益	187,043
【特別利益】	
保険解約益	14,922
特別利益合計	14,922
【特別損失】	
新型コロナウイルス感染症による損失	483
特別損失合計	483
税引前当期純利益	201,483
法人税、住民税及び事業税	67,436
法人税等調整額	△3,135
当期純利益	137,182

## 株主資本等変動計算書

(自 2020年8月1日)  
(至 2021年7月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 金 剰 余	繰 越 利 益 金 剰 余	
当 期 首 残 高	64,850	14,850	14,850	360,552	360,552	440,252
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益				137,182	137,182	137,182
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	137,182	137,182	137,182
当 期 末 残 高	64,850	14,850	14,850	497,735	497,735	577,435

	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	440,252
当 期 変 動 額	
当 期 純 利 益	137,182
当 期 変 動 額 合 計	137,182
当 期 末 残 高	577,435

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

##### 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物	8～50年
構築物	15年
車両運搬具	3～6年
工具器具備品	4～10年

##### ② 無形固定資産

##### 定額法

のれんについては、投資効果の及ぶ期間（5年）にわたり、定額法で償却しております。また自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

### 2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

### 4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 19,299千円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,054,000株

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 78,600株

### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 3,858千円

賞与引当金 1,706千円

その他 1,808千円

繰延税金資産小計 7,374千円

評価性引当額 ー千円

繰延税金資産合計 7,374千円

### 7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金、設備投資資金等を自己資金でまかなっております。一時的な余裕資金につきましては安全性の高い短期的な金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は主にオフィスの賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権及び敷金につきましては、「与信管理規程」に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに期日及び残高を管理することによりリスク低減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	578,809	578,809	—
(2) 売掛金	12,615		
貸倒引当金(*1)	△331		
	12,283	12,283	—
資産計	591,092	591,092	—
(3) 買掛金	2,316	2,316	—
(4) 未払金	36,054	36,054	—
(5) 未払法人税等	44,716	44,716	—
負債計	83,087	83,087	—

(\*1) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によ



っております。

#### 負債

- (3) 買掛金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
敷金	19,762

敷金については、返還期間の見積りが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

#### 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 547円85銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 130円15銭 |

当社は、2021年2月19日開催の取締役会の決議に基づき、2021年3月20日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

#### 9. 重要な後発事象に関する注記

- (1) 一般募集による新株式の発行

当社は、2021年9月2日付で東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q-Boardに株式を上場いたしました。この上場にあたり、2021年7月29日及び2021年8月17日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2021年9月1日に払込が完了いたしました。

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| ① 募集方法            | 一般募集（ブックビルディング方式による募集） |
| ② 発行する株式の種類及び数    | 普通株式 100,000株          |
| ③ 発行価格            | 1株につき 2,900円           |
| 一般募集はこの価格にて行いました。 |                        |
| ④ 引受価額            | 1株につき 2,668円           |

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

⑤ 払込金額	1株につき 2,210円
この金額は会社法上の払込金額であり、2021年8月17日開催の取締役会において決定された金額であります。	
⑥ 資本組入額	1株につき 1,334円
⑦ 発行価格の総額	290,000千円
⑧ 払込金額の総額	266,800千円
⑨ 資本組入額の総額	133,400千円
⑩ 払込期日	2021年9月1日
⑪ 資金の使途	システム投資、情報システム投資、人材投資、本社移転投資

## (2) 第三者割当による新株式の発行

当社は、2021年9月2日付で東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q-Boardに株式を上場いたしました。この上場にあたり、2021年7月29日及び2021年8月17日開催の取締役会において、東洋証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2021年10月8日に払込みを予定しております。

① 募集方法	第三者割当（オーバーアロットメントによる募集）
② 発行する株式の種類及び数	普通株式 28,900株
③ 割当価格	1株につき 2,668円
④ 払込金額	1株につき 2,210円
⑤ 資本組入額	1株につき 1,334円
⑥ 割当価格の総額	77,105千円
⑦ 資本組入額の総額	38,552千円
⑧ 払込期日	2021年10月8日
⑨ 割当先	東洋証券株式会社
⑩ 資金の使途	システム投資、情報システム投資、人材投資、本社移転投資

## 10. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響について、今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、当事業年度の計算書類作成日現在においては当社の事業活動への影響は軽微と想定しております。

そのため、当社が当事業年度の計算書類の作成にあたって用いた会計上の見積りについては、新型コロナウイルス感染症による重要な影響はないものとの仮定を置いております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、今後長期化した場合や深刻化した場合は、当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年9月24日

メディア総研株式会社  
取締役会 御中

### 如水監査法人

福岡県福岡市

指 定 社 員      公認会計士      廣 島   武 文  
業務執行社員

指 定 社 員      公認会計士      村 上   知 子  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メディア総研株式会社の2020年8月1日から2021年7月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年8月1日から2021年7月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月1日

メディア総研株式会社	監査役会
常勤監査役 (社外監査役)	門 司 明 子 印
監査役 (社外監査役)	吉 居 大 希 印
監査役 (社外監査役)	榎 本 美 穂 印

以 上



## 株主総会参考書類

### 議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定及び取締役の報酬額改定の内

当社の取締役の報酬等の額は、2020年10月23日開催の第29期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、社外取締役等非業務執行取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対し、インセンティブを付与することにより、株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、企業価値の持続的な向上を図ることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役にに対し、新たに譲渡制限付株式を割当てることにつきご承認をお願いするものであります。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、この対象取締役5名に対して付与する譲渡制限付株式の内容は以下のとおりであります。

#### (1) 対象取締役に對して付与する譲渡制限付株式の数

本譲渡制限付株式の割当てのために発行または処分される当社の普通株式の総数は年間最大5,000株とし、年額25百万円以内といたします（本譲渡制限付株式の付与に際しては(2)に記載のとおり金銭の払込は要しませんが、対象取締役の報酬額は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）として算出します。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。）。

#### (2) 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

本譲渡制限付株式の発行または自己株式の処分は当社の取締役の報酬等として募集に係る株式を発行等するものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みは要しません。

#### (3) 対象取締役に付与する譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結いたします。

- ① 当該対象取締役は、本譲渡制限付株式の割当日から当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- ② 当該対象取締役が、当社の取締役会が定める役務提供予定期間（以下「役務提供予定期間」

という。)が満了する前に当社または当社の子会社の取締役、執行役、執行役員または使用人を退任した場合、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- ③ 上記①の定めにかかわらず、当社は、当該対象取締役が、役務提供予定期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、執行役、執行役員または使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供予定期間が満了する前に上記②に定める地位を退任した場合には、当社の取締役会は、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- ④ 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑤ 上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供予定期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- ⑥ 上記⑤に規定する場合においては、当社は、上記⑤の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに企業価値の持続的な向上を図ることを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は2021年10月6日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定める予定としており、その概要は事業報告10頁に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は(1)の年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.39%（10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限となる株数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.96%）とその希釈化率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上